

本論文は

世界経済評論 2022年11/12月号

(2022年11月発行)

掲載の記事です

世界経済を読み解く国際戦略の羅針盤
世界経済評論 11・12月号
2022 Vol.66 No.6
World Economic Review



世界経済評論 定期購読のご案内

年間購読料

1,320円×6冊=7,920円

6,600円

税込

17%

送料無料

OFF

富士山マガジンサービス限定特典

※通巻682号以降

デジタル版バックナンバー読み放題!!



定期購読
期間中



世界経済評論 定期購読



☎0120-223-223

[24時間・年中無休]

お支払い方法

Webでお申込みの場合はクレジットカード・銀行振込・コンビニ払いからお選びいただけます。
お電話でお申込みの場合は銀行振込・コンビニ払いのみとなります。

Fujisan.co.jp

雑誌のオンライン書店

ウクライナ戦争と EUのマクロ経済政策 ： 財政ルール・政策協調・金融政策



慶應義塾大学総合政策学部教授 白井 さゆり

しらい さゆり アジア開発銀行研究所 Visiting Fellow, 野村サステナビリティ研究センターと日清オイリオグループのアドバイザー。EOS at Federated Hermes の上級顧問, アジア開発銀行研究所客員研究員, 日本銀行政策委員会審議委員等を歴任。近著『SDGs ファイナンス』（日本経済新聞社, 2022年）, 『カーボンニュートラルをめぐる世界の潮流』（文真堂, 2022年）。

本稿では、EUのユーロ圏を中心にウクライナ戦争前後のマクロ経済情勢について展望する。また新型コロナ危機以降に各国は大幅な財政措置を実施し、公的債務が急増している中で財政ルールの改革に関する議論が活発化しており、最近の議論について紹介する。さらに、欧州中央銀行（ECB）は、ユーロの導入以来経験したことのないインフレに見舞われ利上げを急いでいるが、域内国債市場の分断を防ぐための対応も余儀なくされておりそうした対応策についても解説する。

I ウクライナ戦争前後のEUの マクロ経済の動向

欧州連合（EU）は2020年感染症危機によるロックダウンなどによりマイナス6%程度（ユーロ圏はマイナス6.5%）に落ち込み、景気後退に直面した。しかし、2021年からは景気回復が見られ、経済成長率は5.4%（ユーロ圏は5.3%）を実現した。ウクライナ戦争の開始前は2022年も4%台の高い成長が見込まれていた。物価については、2021年からエネルギー価格、サプライチェーンの不安定化、半導体不足、景気回復などの影響により上昇した。インフレ率は2021～22年には3%前後となり、2%のインフレ目標を一時的に超えるが、感染症が収束すればインフレ率は2022年後半にか

けて緩やかに低下していくと見込まれていた。

1. ウクライナ戦争により一変したマクロ経済情勢

しかし2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻により、EUのマクロ経済情勢は悪化している。ロシア産のエネルギーの供給が西側の金融・貿易制裁の影響もあって減少する一方で、石油輸出国機構（OPEC）がロシアの生産減少を補うほど増産していないため世界的なエネルギー不足が続いており、エネルギー価格は高水準にある。また、ウクライナ・ロシア産の穀物や肥料の輸出も減少し、世界的な異常気象もあって世界の農産物価格も最高値を記録した。これに加えて、2022年春の中国によるゼロ感染症対策によってサプライチェーンの不安定化が続く、部品・中間財などの不足により世

界の工業生産が制約された。中国では6月にロックダウンが解除されたが、一部の都市ではまだ規制が残る。

ユーロ圏のインフレ率は2022年5月から8%台に達しており、食料・エネルギー・タバコ・アルコールを除いたコアインフレ率も同年4月から3~4%台で推移している。主因はエネルギー価格によるサプライサイド側の要因であるが、様々なモノやサービス価格へ波及している。欧州の景況感は、企業よりも消費者のセンチメントが大きく悪化しており、2020年の感染症危機時の最悪な状態よりも悪化している。物価の高騰で実質賃金が大きく下落し、生活が苦しいと感じる市民が増えている。

2. 今後のマクロ経済見通し

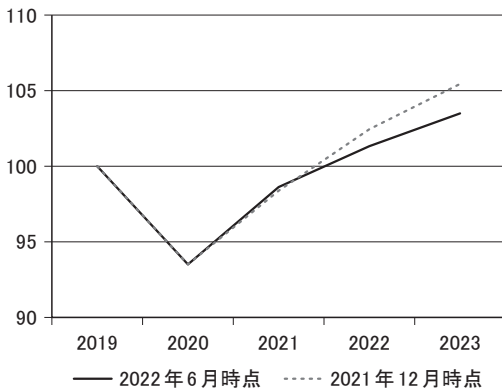
欧州中央銀行（ECB）による2022年見通しについて、2021年12月と直近（2022年6月）を比較すると、実質GDP成長率が4%台から2%台へ下押しされる一方で、インフレ率は3%台から7%程度へと大きく修正されている。制裁の一環としてEUがロシア産の石炭輸入を禁止したことに加え、2022年末までに9割程度の石油の輸入禁止とロシア産の石油の海上輸送にかかる保険サービスの提供を禁止する計画である。また年末までにG7諸国はロシア産石油の価格に上限を設定する案の導入も決めた。ロシアからのEU向けのガス輸出が大きく減少しており、ノードストリーム1のパイプラインを通じたガス供給は供給能力の2割程度にとどまっていることにより、欧州のエネルギー不足が深刻化している（石油価格の上限措置の決定に反発して、8月末からは完全に供給を停止したため欧州の天然ガス価格が高騰した）。このためEUは冬場にかけてガス利用を各国が

自発的に15%削減することで合意したが全ての国が応じられる状態にはない。仮に、今年の冬が寒波に直面した場合、エネルギー需要が高まり、ドイツ等では今年末から来年前半にかけてマイナス成長に陥るリスクが高まっている。

インフレ率は現時点では当面高い水準を維持し、秋頃から少し低下を始め、2023年末に2%に近づいていくと予想されている。2022年3月に最高値をつけた世界のエネルギー価格や農産物価格は投機的な取引が一服したこともあって低下傾向が見られ始めているからである。工業用原材料価格は2021年の水準まで低下し、小麦、ひまわり油、パーム油の価格も低下した。しかしエネルギー需給が改善しているわけではないのでエネルギー価格が大きく低下するとは考えにくい。インフレ率については、パイプラインによるガス供給が全面停止しユーロが対ドルで減価しているためかなり緩慢なペースで低下していくと見込まれる。ウクライナ情勢が軍事的に緊迫化したりロシア産石油価格の上限設定の影響によっては、世界のエネルギー価格がさらに上昇する恐れもある。

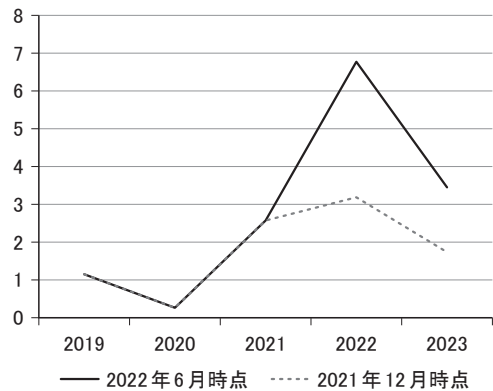
図表1は、ユーロ圏における新型コロナ感染症危機前の2019年の実質GDPの水準を100としたときの、2021年までの実勢値と2022年以降はECBの見通しを示している。2021年12月から2022年6月にかけて2022年以降の見通しが大きく下方修正されている。図表2はユーロ圏のインフレ率について、実績値と2022年以降はECBによる推計値を示している。2021年12月から2022年6月にかけて見通しが大きく上方修正されている。サプライサイドを中心とするインフレは欧州経済に大きな負荷を与えているが、感染症の収束からの景気回復、雇用の回復、およびEUの復興基金によ

図表 1 ユーロ圏の実質 GDP 水準の実績値と見通し (2019年=100)



出所：ECBの見通しをもとに筆者作成

図表 2 ユーロ圏のインフレ率の実績値と見通し (%)



出所：ECBの見通しをもとに筆者作成

る支出もあり、下振れリスクは高いものの、ユーロ圏全体としては経済成長率は緩やかなプラスを維持すると見込まれる。

II EUの財政ルールをめぐる議論とコロナ危機などへの対応

EUの欧州通貨制度は、ECBが物価安定を目的に単一の金融政策を実践する一方で、金融政策を円滑に実践するための財政ルールから構成されている。財政ルールが重視されるのは、各国が財政赤字を拡大し経済成長やインフレを高めて短期金利が上昇すると、単一の金融政策の実行が難しくなるからである。安定成長協定では財政ルールとして過剰な財政赤字を回避するために各国が中期財政目標を掲げ、欧州委員会が毎年財政状況を監視するとしており、財政赤字が大きく悪化する場合には過剰財政赤字是正手続きが発動される。EU条約の Protokolにおいて財政赤字の GDP 比は 3%、公的債務の GDP 比は 60%を超えないこととする参照値が示されており、二つの閾値は欧州通貨同盟の参

加条件として収斂基準の一部を構成する。

1. 財政ルールの変遷と財政規律に関する見解の変化

多くの加盟国は景気の良い局面で財政収支を改善してバッファーを蓄積することをせずに、財政赤字の対 GDP 比が 3%に近い状態にあった。このため景気後退局面では財政赤字が 3%を超えるため緊縮財政を余儀なくされ、景気安定化のために財政政策を運営することが難しくなっていた。

その後、こうした単純な枠組みでは各国の景気循環を考慮していないとの批判が高まり、2005年の改革では構造的財政収支の概念を導入し、需給ギャップの推計を活用するようになった。しかし、GDPは改定が多く、推計手法の違いで需給ギャップの推計値のばらつきが大きくなるという問題がある。2011年の改定では、構造的な財政赤字基準に加えて、歳出ベンチマーク（毎年の歳出拡大が中期的な GDP 成長率を上回らないルール）を採用した。公的債務 GDP 比率については、60%目標を上回る

部分について毎年20分の1ずつ減らすルールを導入した。さらに、財政不均衡だけでなくマクロ経済不均衡を是正する仕組みを導入し様々な改革が行われた。2015年の改革では、各国の事情に配慮して財政ルール適用について柔軟性を高めたが、ルールが複雑になり、透明性がむしろ低下しているという批判が高まっている。

感染症危機が発生する前のEUでは、2008年世界金融危機や欧州債務危機の際に財政赤字が悪化した国で緊縮財政が余儀なくされたことが景気回復を遅らせたとの教訓が共有されていた。財政政策がマクロ経済安定化に十分な役割を果たせなかったために金融政策に過剰な負担をもたらしたとの見方は、欧州委員会やECBでも共有されている。また、欧州では、日米と同じく高齢化などの影響もあって自然利子率が低下しており、均してみると長期金利は低下傾向にある。このため、金融政策が短期金利の「実効下限制約」に直面し需要を押し上げる効果が限定される中で、財政政策による需要拡大効果が期待されるようになっていた。こうしたことを背景にして感染症危機が発生すると日米と並ぶ大胆な財政拡大が可能になったとみられる（白井 2022a）。

2. グリーンディールと復興基金

EUでは新型コロナ感染症危機による景気後退を経験し、加盟国による大規模な財政対応を容認し、共同債発行などで協調行動を深めている。2019年12月に新成長戦略として「欧州グリーンディール」を提唱し、その後、2050年カーボンニュートラル目標を掲げ、それと整合的に2030年までにGHG排出量を1990年対比で少なくとも55%削減する野心的な目標を含む「欧州気候法」を施行した。

感染症危機以降は、新しい支援の枠組みとして緊急雇用維持政策（SURE）を導入し、一時的な支援のための資金を加盟国に貸し付けている。さらに経済回復のために7,500億ユーロ相当の「Next Generation EU」と呼ばれている復興基金を創設しグリーンディールの柱と位置づけた。2020年12月には2021~27年EU中期予算と合わせて、総額1兆8,243億ユーロ（約230兆円）の大規模予算を採択し、加盟国の経済構造改革やグリーンやデジタルの分野への投資などへ配分している。

また、感染症危機によりEUが著しい景気後退に陥ったことで、安定成長協定の下での財政規律適用を一時的に免除する一般免責条項も発動した。発動の解除は、各加盟国の経済が感染症危機から回復し、危機前の状況に近づいていることが明確になれば実施するとし、需給ギャップや実質GDPの水準を参考に判断すると定めている。一般免責条項の発動は2022年末までの予定だったが、ウクライナ戦争によるEUの景気減速から2023年末まで延長した。

3. EU財政規律の見直しをめぐる議論

EUでは感染症危機の発生前から、ギリシャやイタリアのように公的債務のGDP比が60%を大きく超える国が複数存在していたが、危機後は一段と数が増えている。

財政規律として、GDP比で3%を超える過剰財政赤字と60%を超える過剰な公的債務水準を回避すべきとされてきたが、公的債務の大きい国の債務が60%へ向けて収束することはなかった。しかも、感染症危機以降に60%から大きく乖離する国が増えた中で、既存の財政ルールが厳し過ぎるとの見方が広がり、見直しが検討されている。現在の規定では、公的債務

の GDP 比について現行水準と 60%の乖離について 20 分の 1 ずつ毎年引き下げていくことになっている。たとえば、150%の公的債務 GDP 比に達しているイタリアの場合、毎年 4.5%ずつ引き下げが必要であり、そのために大幅な増税と歳出削減が毎年必要になり、経済情勢や政治的な実現可能性を考えると不可能であるのは誰の目にも明らかである。公的債務が 190%程度のギリシャに至っては、毎年 6.6%の削減が必要である。しかも EU はこうした公的債務の大きい国に対して制裁を適用したことはない。つまり、EU の財政規律の枠組みは実現不可能なルールを維持していることになり信認の低下につながりかねない。

欧州委員会は 2020 年から EU の経済ガバナンスルールのレビューに着手しており、この一環として新しい財政ルールについて議論が続いている。明確なことは、以前と同じ財政ルールに戻ることを支持する見解はほとんどないということだ。今回の議論では、二つの参照値の是非の議論まで踏み込んでいる。

債務持続性を確保し、景気拡大局面では十分バッファを蓄積しそれを景気後退局面で用いることができるような仕組みにして既存のルールをシンプルで信頼できる内容にするとともに、公的債務の削減についてはより現実的で透明性の高い削減メカニズムが採用される可能性がある。財政赤字の対 GDP 比 3%の参照値は維持を支持する見方が多いが、60%の公的債務 GDP 比率についてはギリシャやイタリアには現実的ではないため EU 全体の参照値として上方に修正される可能性がある。ただし財政規律が緩んだとの誤解を招かないために、債務削減については景気拡大局面で進むように、プライマリー財政収支や歳出について分かりやすい

ルールを規定することが考えられる。歳出の増加率を抑制する仕組みを導入すべきとの見方も多い。たとえば、どの加盟国も公的支出の伸び率がトレンド成長率を超えないことといった既に導入したベンチマークのような仕組みが重要になるかもしれない。歳出データは入手しやすく改定が少なく、政府が直接コントロールしやすい指標という利点もある。

なお、公的債務 GDP 比を 60%から上方修正する場合に、EU 条約のプロトコルに明記されているため、条約改正を伴わずにプロトコルの修正で済むとみられるが、欧州理事会で全員の賛成と ECB や欧州議会と協議が必要になる。

これに加えて、気候変動に関連する政府歳出の扱いが重要な議論のポイントとなっている。グリーンディールのもとで各国がカーボンニュートラルやデジタル化を実現していくためには公的投資も増やしていく必要がある。とくに脱炭素・低炭素への移行に向けた初期段階では多額の投資が必要である。こうした公共投資は民間投資を誘発し経済成長をもたらすと考えられ、それにより財政の持続性が改善していく可能性もある。既存の財政ルールではこうした気候変動やデジタル化への対応のために必要な財政支出や公的債務の拡大については考慮していないが、新しい枠組みで容認していく可能性が高いと思われる。

その分だけ公的債務が増えることを容認する可能性があるが、いずれにしても各国レベルで厳しい歳出管理が要請されることになる。また公共投資のプロジェクトがグリーン・ウォッシング（環境配慮を誇張する行為）になるのを回避するために、EU タクソノミーや EU グリーンボンドスタンダードを適用していくと考えられる（EU の政策については白井 [2022b] を

参照)。

Ⅲ 金融政策の正常化と国債市場の 分断への対応

ユーロ圏では、2021年後半になるまではインフレ率の低い状態が長く続いており、ECBが掲げる「2%未満、2%近傍」の目標を下回る状態が常態化していた。このため短期金利がゼロ%に近い実行下限制約に直面し、流動性の罫の状態にあるため金融緩和で需要を喚起する効果は限定的であると考えようになっていた。こうしたことを背景に、前述したようにインフレ目標を実現するための金融政策と需要を刺激する財政政策が補完し合えるのではないかとの見方が、EUを含めた先進国の中央銀行や有識者の間で共有されるようになっていく。

1. 政策協調の必要性を指摘する ECB

実際、ECBが2021年7月に金融政策についての戦略的レビューを発表し、その関連論文においてECB-BASEモデルを使って幾つかのシミュレーションを実施し、景気後退が大きい局面では金利が実効下限制約に直面しているため財政政策が需要を喚起する効果が大きいこと、インフレ目標を達成するには忍耐強い金融緩和が必要でそれが財政政策による需要を喚起する効果を高められることを示している（ECB 2021）。

こうした政策協調は2020年感染症危機への対応で実践されたが、欧州委員会とECBが直接議論したわけではなく、それぞれが必要と判断した政策を実行した結果として事実上実現したものである。重要な点は、ユーロ圏、米国、日本などの主要な中央銀行や財政当局の考え方

は、こうした対応は財政ファイナンスではなく、中央銀行は政府と独立して物価安定を目指して金融政策を実施する一方で、政府は税制や歳出の調整を通じて景気安定化、格差の是正、気候変動対応などの財政政策と社会保障制度の運営、ならびに財政の持続性を果たす責任がある、といった役割分業にもとづき行動した結果だとみなしている。

なおECBは中期的に目指すインフレ目標が2%未満、2%近傍では、2%を下回るインフレ率を目指しているとの見方が定着していたことから、その誤解を解くために2021年7月に中長期的に2%を目指すとの表現に変更した。2%を超えることにも、2%を下回ることにも平等に回避する意図があることを明確にしている。

ECBは、2015年3月に量的緩和政策を開始し、2018年末で買い入れを停止しており、利上げの準備をしていた。しかし2019年にユーロ圏の景気減速が明確になったことから、利上げを断念し、2019年11月から「資産購入プログラム」(APP)の下で毎月200億ユーロのペースで域内加盟国の国債や社債などの買い入れを始めており、感染症危機以降も継続した。これに加えて、2020年3月に「パンデミック緊急買い入れプログラム」(PEPP)を導入し、ユーロ圏域内の国債や社債など合計1,850億ドルを買い入れた。APPではBBB以上の適格格付けの基準を満たせないギリシャ国債は買い入れ対象から除外されているが、PEPPではギリシャ国債も特別に買い入れた。こうした買い入れがEU条約で明記されている財政ファイナンスに抵触しないのかという批判に対して、ECBはコロナ危機局面では不確実性が高く安全資産への逃避が起きているため資産買い入れ

は流動性対策であること、放置すれば一部の加盟国の需要が大きく低迷し他の国にもその負の影響が波及することで物価安定目標の実現が危ぶまれるからと説明している。PEPPは2022年3月に予定通り終了させ、少なくとも2024年末まで再投資を行っている。

2. 2022年に深刻化したインフレ問題と金融政策の正常化

2021年後半からユーロ圏のインフレ率は3%を超えて急速に上昇しており、2022年3月以降は7~9%台となっている。ウクライナ戦争や世界のエネルギー需給の動向と中国経済の先行きが不透明なため、どの程度のスピードでインフレ率が2%程度に戻るのかを予測するのが難しい。このため、ECBはできるだけ低金利政策を維持して欧州経済の景気回復を支える意向であったが、次第にインフレ率が高止まりすることを懸念し始めた。

その結果、ECBは2022年7月初めにAPPによる資産買い入れも終了させて、満期が到来した債券については再投資を続けて保有資産の残高を維持している。7月下旬の理事会では、インフレ圧力が強いことを懸念して最初の利上げに踏み切り、政策金利について当初予定していた0.25%幅の利上げよりも大きい0.5%幅の利上げを行って、予定より早くマイナス0.5%のマイナス金利を撤廃した。利上げによりユーロ圏の景気が景気後退に陥る恐れはあるものの、インフレ退治を優先することにしたのである。

今後の利上げについては、インフレとユーロ安の懸念から利上げを急ぐべきとのECB幹部たちによる発言が増えていることから、年末にかけて1.5%以上へ引き上げがなされる可能性もある。

懸念が高まるユーロ圏国債市場の分断化

ユーロ圏全体の長期金利は上昇傾向にある。そうした中で、イタリアやギリシャの長期金利の上昇が大きく、ドイツ金利とのスプレッドが拡大している。これは感染症危機によって歳出拡大と税収が低迷したことで財政赤字が拡大した結果、両国の公的債務が大きく拡大したことが原因である。ギリシャの公的債務のGDP比は2019年の180%程度から2021年には190%程度へ大きく拡大し、イタリアの公的債務のGDP比も同期間に134%から150%程度へと拡大しており、イタリアの拡大幅はギリシャを大きく上回っている。ドイツの公的債務も同期間に59%から69%へと拡大し、ユーロ圏全体の公的債務は同期間に84%から96%へ拡大している。ユーロ圏では、国債市場において財政が比較的健全な国とそうでない国の間で2012年の欧州債務危機のような分断が再び進むことが懸念されている。

実際、ギリシャやイタリアなどの周辺国の国債が売られドイツの長期金利との差が拡大したために、ECBは2022年6月半ばに臨時理事会を開催している。域内の国債市場の分断を回避し金融政策の波及経路を維持するために、PEPPの再投資についてはストレスの大きいイタリアやギリシャなどの国債により多く投資する方針を明確にしている。7月のECB理事会では、ユーロ圏の国債市場で分断化が進んだ場合に、最初の防衛線としてPEPPで保有する債券の償還によって確保した現金をストレスの高い国の国債に活発に再投資して対応するが、それでは不十分な場合には最終手段としてストレスの高い国の国債を市場から買い入れるための新しい政策手段 Transmission Protection Instrument (TPI)を導入した。買い入れ額は設

定していないので事実上無制限の買い入れが可能である。ただし、財政ファイナンスとみなされないために、またイタリアの政治不安などを反映した長期金利上昇への対応と誤解されないために新手段の発動に様々な条件を付けている。

具体的には、対象国がEUの過剰財政赤字是正手続きなどの対象となっていない、あるいはEUの提案に沿って赤字を減らす努力をしていること、公的債務が持続可能な見通しであること、マクロ経済に著しい不均衡がないこと、EUのカーボンニュートラルとデジタル化を実現するための投資と構造改革を支援する前述した復興基金に沿っていることなどの条件を付けている。ただしこれらの基準は定性的なため曖昧であるとの批判もある一方で、条件が厳し過ぎて適用される国が見当たらず実際の発動ができない可能性も指摘されている。今後のECBの対応と本気度に注目が集まっている。

実際に、PEPPに関する再投資は2022年の6～7月に比較的大きくなっており、この2か月間で189億ユーロ相当のドイツ、オランダ、フランスの国債の償還があったが、これらの償還現金は主にイタリア、スペイン、ギリシャ、ポルトガルに再投資されている。

イタリアとギリシャの対ドイツ10年国債利回りのスプレッドは、2021年12月から2022年6月中にかけて各々1.3%から2.5%へ、1.5%から2.9%へ拡大していた。しかしその後はECBの再投資政策の実践やTPIの発表、および米国の長期金利の低下もあって、8月上旬にはスプレッドはいったん下がったもののその後は再び拡大に転じている。なお2022年7月下旬からイタリアの国債利回りがギリシャの国債利回りを上回ったり、下回ったとしてもそれ以前に比べて差がほとんどなくなっているの

は、イタリアの政治不安を反映しているからである。2021年2月に発足したマリオ・ドラギ首相率いる連立政権が、ポピュリスト政党である五つの星運動の離反などもあって2022年7月に同首相が辞任して議会在解散された状況を反映している。9月25日に総選挙を実施することになったことでイタリアの経済政策の先行きが不透明になっている。

社債買い入れにグリーン基準の導入

ECBは2021年7月に金融政策のレビューを行い、EUの掲げるカーボンニュートラルを実現する政策を支援するために、そしてECBのバランスシートの脱炭素・低炭素化を図るために、グリーン金融政策を開始している。中でも社債買い入れ、担保の受け入れ基準および情報開示などの要件について環境基準を導入する計画を発表している。その1年後の2022年7月に具体的な内容を発表している。気候変動リスクは物価安定に影響を及ぼすため、金融政策に環境基準を導入することはECBの物価安定のマンデートと整合的であること、およびEU条約では金融政策の二次的目標として政府の経済政策を支援することと定められていることを、グリーン金融政策の実施の根拠として挙げている。具体的には、社債の再投資をする際に、温室効果ガス排出量、削減目標、気候関連情報開示に関するパフォーマンスをもとに買い入れのウエイトに傾斜をもたせてパフォーマンスの良い発行体の社債をより多く買い入れる方針である。この基準にもとづく再投資は2022年10月から適用し、その前に詳細を発表する。ECBは、2023年1～3月期からECBが保有する社債について、気候変動関連の情報を定期的に公表を始める予定である。社債全体の買い入れ規

模つまり保有規模については、引き続き金融政策の見地から2%のインフレ目標の達成を目指して決定されている。将来的には、金融機関の気候変動関連の情報開示を進めて温室効果ガスの排出削減を促すためのインセンティブも検討し提供していく予定である。

【参考文献】

- 白井さゆり, 2022a, 「政策協調の安定性確保カギ ポストコロナの財政」日本経済新聞 経済教室, 4月20日出版。
 白井さゆり, 2022b, 『カーボンニュートラルをめぐる世界の潮流: 政策, マネー, 市民社会』, 文真堂, 2022年7月出版
 European Central Bank, 2021, “ECB Strategy Review”, Occasional Paper Series No. 273, Monetary-Fiscal Policy Interactions in the Euro Area, September.

世界でも例をみない諸外国の直接投資統計を調べる統計年鑑

世界主要国の直接投資統計集 (2022年版) I. 概況編—CD-ROM版—

※印刷イメージのPDF版とEXCEL形式のデータ編で構成。 発行：2022年10月(予定)/価格：25,000円

日本で唯一の直接投資統計の年鑑。1997年以来毎年発行

- ・日本企業の進出が多い国・地域だけでなく、世界の202か国・地域の対内および対外直接投資額、直接投資残高、直接投資収益等を収録し、国際比較ができる
- ・国別に投資形態別(クロスボーダーM&A、グリーンフィールド型投資)データおよび多国籍企業上位ランキングを掲載
- ・直接投資の分析に必要な不可欠な各種指標(対GDP比)、貿易収支、サービス貿易収支等の対GDP比、テレコミュニケーション・コンピュータ情報提供サービス収支、技術・貿易関連等のサービス個人間送金、観光、知的財産使用料等の直接投資関連データの国際比較データを収録
- ・見本 https://www.iti.or.jp/report_122.pdf をご参照ください。

世界主要国の直接投資統計集 (2022年版) II. 国別編—CD-ROM版—

※印刷イメージのPDF版とEXCEL形式のデータ編で構成。 発行：2022年6月/価格：70,000円

※米ドル建に換算した数値データが利用できます(自国通貨建と米ドル建の2種類の表で構成)

日本で唯一の直接投資統計の年鑑。1997年以来毎年発行し25回目/日本企業の進出が多い国・地域を中心に、対内および対外直接投資統計を収録。収録国数：59か国(日本を含む)/各国・地域の中央統計局、中央銀行、外国企業誘致促進機関等が作成する直接投資統計をもとに最新時点までの時系列データを掲載

【収録国・地域】アジア・太平洋地域 [中国、香港、韓国、台湾、フィリピン、タイ、シンガポール、ベトナム、ラオス、カンボジア、ブルネイ、マレーシア、ミャンマー、インド、バングラデシュ、パキスタン、オーストラリア、ニュージーランド]/米州 [米国、カナダ、メキシコ、ブラジル、チリ、ペルー]/欧州 [英国、ドイツ、フランス、アイルランド、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、デンマーク、オーストリア、スイス、スペイン、ポルトガル、ポーランド、チェコ、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア、エストニア、ラトビア、リトアニア、クロアチア、スロベニア、キプロス、ギリシャ]/その他 [ロシア、イスラエル、南アフリカ、トルコ]

- ・見本 https://www.iti.or.jp/report_119.pdf をご参照ください。
- ・姉妹統計年鑑の「世界主要国の直接投資統計集 I. 概況編」を併用してお使いになると便利です。

ITI 国際直接投資マトリックス (2022年版) —CD-ROM版—

※印刷イメージのPDF版とEXCEL形式のデータ編で構成。 発行：2022年10月(予定)/価格：20,000円

1998年以来毎年発行し18回目/ OECD加盟国と諸外国との直接投資額の表/対内直接投資および対外直接投資について、フロー表とストック表を作成/2005年から2019年までの表が利用可能/非製造業種(金融・保険等の各種サービス)の直接投資額の表が利用可能/直接投資の分析に役立つ関連統計の2019年データまでをあわせて収録/見本 https://www.iti.or.jp/report_123.pdf をご参照ください/姉妹統計年鑑の「世界主要国の直接投資統計集」I. 概況編 および II. 国別編」を併用してお使いになると便利です。

※お問合せ、ご購入をご希望の方は下記までご連絡ください。

一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI)

TEL : 03(5148)2601 / FAX : 03(5148)2677

〒104-0045 東京都中央区築地1丁目4番5号 第37 興和ビル3階

E-Mail : jimukyoku@iti.or.jp / URL : <https://www.iti.or.jp/>